

令和8年 第2回
士幌町議会臨時会

説 明 資 料

令和8年3月26日

士幌町火葬場条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	使用料は、火葬場使用の許可を受けた者が納付することと条例で定めており、町内、町外居住者に区分して納付を求めてきたが、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進、また、十勝管内において、19市町村中、11市町村が住民基本台帳に記録されている者については、「無料」と定めていることから、本町においても、町民の火葬場使用料について無料とするため、条例の一部を改正しようとするものである。
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <p>本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町の住民基本台帳に記録されている者又はその者の死産児の場合は、無料とする。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>

土幌町火葬場条例（昭和50年条例第14号）新旧対照表

改正案	現行																																																										
<p>(使用料)</p> <p>第4条 前条の許可を受けたものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、当該許可に係る死亡者が本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町の住民基本台帳に登録されている者又はその者の死産児の場合は、無料とする。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の死者</td> <td>1体</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>15歳未満6歳以上の死者</td> <td>1体</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>6歳未満の死者</td> <td>1体</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児、死胎</td> <td>1体</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>人体の部分</td> <td>1体</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>胞衣産わい物</td> <td>1体</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>改葬に伴う埋葬死体</td> <td>1体</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	15歳以上の死者	1体	35,000円	15歳未満6歳以上の死者	1体	28,000円	6歳未満の死者	1体	21,000円	死産児、死胎	1体	14,000円	人体の部分	1体	14,000円	胞衣産わい物	1体	14,000円	改葬に伴う埋葬死体	1体	14,000円	<p>(使用料)</p> <p>第4条 前条の許可を受けたものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の死者</td> <td>1体</td> <td>3,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>15歳未満6歳以上の死者</td> <td>1体</td> <td>2,500円</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>6歳未満の死者</td> <td>1体</td> <td>2,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児、死胎</td> <td>1体</td> <td>1,500円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>人体の部分</td> <td>1体</td> <td>1,500円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>胞衣産わい物</td> <td>1体</td> <td>1,500円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>改葬に伴う埋葬死体</td> <td>1体</td> <td>1,500円</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「町内」とは、死者については死亡時にその死者（死産児、死胎については、その父又は母）が、人体の部分、胞衣産わい物、改葬に伴う埋葬死体については使用時にその使用者が、土幌町の住民基本台帳に登録されている場合をいう。</p> <p>2 「町外」とは、前項に定める場合以外をいう。</p>	区分	単位	使用料		町内	町外	15歳以上の死者	1体	3,000円	35,000円	15歳未満6歳以上の死者	1体	2,500円	28,000円	6歳未満の死者	1体	2,000円	21,000円	死産児、死胎	1体	1,500円	14,000円	人体の部分	1体	1,500円	14,000円	胞衣産わい物	1体	1,500円	14,000円	改葬に伴う埋葬死体	1体	1,500円	14,000円
区分	単位	使用料																																																									
15歳以上の死者	1体	35,000円																																																									
15歳未満6歳以上の死者	1体	28,000円																																																									
6歳未満の死者	1体	21,000円																																																									
死産児、死胎	1体	14,000円																																																									
人体の部分	1体	14,000円																																																									
胞衣産わい物	1体	14,000円																																																									
改葬に伴う埋葬死体	1体	14,000円																																																									
区分	単位	使用料																																																									
		町内	町外																																																								
15歳以上の死者	1体	3,000円	35,000円																																																								
15歳未満6歳以上の死者	1体	2,500円	28,000円																																																								
6歳未満の死者	1体	2,000円	21,000円																																																								
死産児、死胎	1体	1,500円	14,000円																																																								
人体の部分	1体	1,500円	14,000円																																																								
胞衣産わい物	1体	1,500円	14,000円																																																								
改葬に伴う埋葬死体	1体	1,500円	14,000円																																																								